（財産的基礎及び人的構成の審査）

第十二条　主務大臣又は都道府県知事は、法第七条第六号に規定する不動産特定共同事業を適確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する法人であるかどうかを審査するときは、法第五条第一項の規定による許可の申請をした者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　（略）

二　人的構成が次に掲げる基準に該当すること。

イ・ロ　（略）

（削る）

（変更の許可の申請）

第十三条　法第八条第一項に規定する許可申請書の様式は、別記様式第四号によるものとする。

2　法第八条第一項の規定により許可申請書を提出する場合において新たに設置することとなった事務所があるときは、当該事務所に係る次に掲げる書類を前項の許可申請書に添付するものとする。

一　（略）

（削る）

二　事務所に置かれる法第十七条第一項に規定する者に係る第八条第一項第二号に掲げる事項を記載した書面

（削る）

3　法第八条第一項及び前項の規定により提出すべき許可申請書及びその添付書類の部数については、第九条の規定を準用する。

（軽微な追加又は変更）

第十四条　法第九条第一項第二号の主務省令で定める軽微な追加又は変更は、令第六条第一項第一号から第八号までに掲げる事項及び第十一条第一項に掲げる事項（第十一条第一項第九号に掲げる事項のうち、不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務の委託先の商号又は名称及び住所を除く。）以外の事項の追加又は変更とする。

五　前項第三号に掲げる事項については、事業参加者の契約上の権利及び義務の譲渡の相手方が特例投資家に限られる旨の定めがあること。

六　前項第四号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ　対象不動産の追加取得の方針及び手続に関する定めがあるもの

ロ　追加募集の予定の有無に関する定めがあるもの

七　前項第五号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ　不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務の委託先の商号又は名称及び住所

ロ　当該委託に係る契約の概要

（財産的基礎及び人的構成の審査）

第八条の三　主務大臣又は都道府県知事は、法第七条第六号に規定する不動産特定共同事業を適確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する法人であるかどうかを審査するときは、法第五条第一項の規定による許可の申請をした者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　（略）

二　人的構成が次に掲げる基準に該当すること。

イ・ロ　（略）

ハ　対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を営もうとする者にあっては、対象不動産変更型契約に係る業務に従事する者が当該業務を遂行するに足りる十分な知識及び経験を有すること。

（変更の許可の申請）

第九条　法第八条第一項に規定する許可申請書の様式は、別記様式第三号によるものとする。

2　法第八条第一項の規定により許可申請書を提出する場合において新たに設置することとなった事務所があるときは、当該事務所に係る次に掲げる書類を前項の許可申請書に添付するものとする。

一　（略）

二　第五条第一項第二号に掲げる事項を記載した書面

三　事務所に置かれる法第十七条第一項に規定する者に係る第五条第一項第三号に掲げる事項を記載した書面並びに同条第二項第二号及び第二号の二に掲げる書面

四　第五条第二項第三号に掲げる地図及び写真

3　法第八条第一項及び前項の規定により提出すべき許可申請書及びその添付書類の部数については、第六条の規定を準用する。

（軽微な追加又は変更）

第十条　第一号事業を行う者に係る法第九条第一項の主務省令で定める軽微な追加又は変更は、令第五条第一項第一号から第八号までに掲げる事項（法第四十六条の二に規定する場合にあっては、令第五条第一項第三号、第五号から第八号までに掲げる事項を除く。）並びに第八条第一項に掲げる事項（法第四十六条の二に規定する場合にあっては、第八条第一項第一号及び第四号に掲げる事項を除く。）以外の事項の追加又は変更とする。